

令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 福永 孝 外1名

答 弁 書

令和5年12月11日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中

〒730-0012 広島市中区上八丁堀5番5号(1階)

福永宏・福永孝 法律事務所(送達場所)

被告本人 弁護士 福 永 孝



電 話 082-228-7791

FAX 082-228-7596

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告福永孝に対する請求を棄却する。
- 2 原告と被告福永孝との間の訴訟費用は原告の負担とする。  
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 全て否認ないし争う。  
そもそも西山判事、牛尾副検事と被告福永孝(以下「被告福永」という。)との間には何らの共謀も存在しない。
- 2 本件における原告の請求は、概要、①別訴(第一審:庄原簡易裁判所 平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件 原告・本訴原告、被告・広島県、控訴審:広島地方裁判所 平成30年(レ)第12号 控訴人・本訴原告、被控訴人・広島県、上告審:広島高等裁判所 平成30年(ツ)第16号 上告人・本訴原告、被上告人・広島県)(以下「本件別訴1」という。)(乙1~3)において、被告福永が、広島県の代理人として証拠提出した甲2号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚



偽であり、本件別訴1の広島県の代理人であった被告福永が内容虚偽の甲2号証に基づき主張を行ったことが違法である、②原告の被害者調書に「嚴重なる処罰を求めます」旨の記載があるから、本件別訴1の基礎となった傷害事件（以下「本件刑事事件」という。）は始めから「告訴事件」であり、刑事訴訟法第242条の手続によらなければならなかったのに告訴事件として処理されていないから違法である、③本件刑事事件について、牛尾副検事は原告から事情聴取を全く行わず、庄原警察署からの通常送致に合致するように処分を決定しているから違法である、というものである。

3 まず、③については、被告福永が全く関与できない副検事の捜査方針・捜査方法の問題であり、共謀などありえず、被告福永が責任を負う理由は全くなく、一見して主張自体失当である。

4 次に、①については、本件請求についての立証責任は原告にあるところ、本件別訴1において、被告福永が、広島県の代理人として証拠提出した甲2号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であることの立証は何らなされていない。甲2号証の内容は事実であるから（甲2号証には、そもそも本件刑事事件が告訴事件か否かについて何ら記載はなく、罪名、被疑者名等及び本件刑事事件が庄原区検察庁に6月9日に送致されたことしか記載がなく、記載内容はいずれも事実である。）、原告の請求は認められない。

また、本件別訴1については、乙1及び2の判決書記載のとおり、広島県の代理人は被告福永だけでなく、広島県警の担当者が指定代理人となっているのであり、被告福永は、打ち合わせにおいて、指定代理人らから提示された庄原警察署作成の送致番号簿（甲2）を見て、全く不審な点がないことから提出し、それに基づいて主張を行ったのであり、被告福永の代理人としての行為に何ら違法性や過失は存在しない。

なお、原告が本件別訴1について最初に訴状を提出したのが平成29年7月18日で（乙4）、被告福永が本件別訴1の民事訴訟の代理人となったのは平成29年8月10日であり（乙5）、いずれも本件刑事事件が庄原警察署から庄原区検察庁に送致された平成29年6月9日より後であるから（乙2 p 6）、被告福永の本件別訴1での訴訟行為により、本件刑事事件が告訴事件としてではなく通常送致された事実など認められるはずもない（訴状第三に対する反論）。

5 次に、②については、本件別訴1の主たる争点であったもので、確定判決記載のとおり、原告の被害者調書に「嚴重なる処罰を求めます」旨の記載があっても告訴意思があると認めることはできないから、この時点で原告により告訴があったとは認められず、本件刑事事件を告訴事件として処理しなかったことに違法性がなかったことは裁判上明確となっており（乙1～3、特に乙2 p 7、8参照）、原告の請求は蒸し返し



にすぎないため、直ちに棄却されなければならない。

なお、ある刑事事件を告訴事件として扱うか否かについては、警察あるいは検察官の専権に属する問題であり、被告福永が関与できる問題ではなく、その点からも被告福永が責任を負わないことも明白である。

### 第3 本件訴訟に至る経緯

- 1 なお、原告は、被告福永との関係では本件と同内容の訴訟（庄原簡易裁判所 令和5年（ハ）第6号、移送後御庁令和5年（ワ）第18号 損害賠償請求事件・原告・本件原告、被告・本件被告福永）（以下「本件別訴2」という。）（乙6～18）を提訴したが、被告福永が答弁書（乙17）を提出したところ、原告は令和5年11月1日に訴えを全部取り下げたため、訴訟は終了した（乙8）。
- 2 第2の5に加えて前項の事情を踏まえると、本件訴訟が原告の不当な蒸し返しである蓋然性は高いものと言い得る

### 第4 その他

本答弁書については擬制陳述の取扱いを求める。

また、被告福永は、事件の背景を説明するために詳細な主張を一応行ったが、本書第2の4のとおり、原告の全ての主張の前提である、被告福永が広島県の代理人として証拠提出した甲2号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であるという点については何ら立証されていないことは明らかであり、被告福永としては同送致番号簿の記載が虚偽であることは否認すれば足りるのであるから、これ以上の審理は必要がなく、被告福永は、本件裁判について出頭の必要を認めない（乙号証の正式な提出も必要ないと考えているということである。）。

以上